

青 信 号

令和 5 年 5 月 21 日

発行責任者／支部長 早川 俊治

—世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して—

令和 4 年度 活動報告・決算報告

ご支援・ご協力に感謝申し上げます

支部長 早川 俊治

北野台自治会会員の皆様には日頃より交通安全について、ご理解ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

自治会の公的協力団体として、自治会との連携を密に行事その他に協力をし、安心・安全なまちづくりの一翼を担えるよう活動しています。

当支部では、自治会からの助成金及び自治会会員の皆様の南大沢交通安全協会の「自動車会費協力のお願い」の呼び掛けに協力して頂いた還元金を、交通安全のため有効に活用させて頂いております。

(但し、令和 4 年度は前年度に引き続き新型コロナ禍のため各自治会会員宅への訪問を遠慮しました。決算書に記載の自動車会費還元金額は、当北野台支部指導員納金によるものです)

自治会からの助成金等の用途をご理解頂くため、北野台支部令和 4 年度の主な活動報告と収支決算書(右面)を掲載させていただきます。

令和 4 年度主な活動報告

- 4 月 6 日～15 日 春の交通安全運動
 - 7 日 歩行訓練(高嶺小)
- 5 月 22 日 広報紙「青信号 66 号」発行
 - 26 日 歩行訓練(中山小)
 - 31 日 自転車免許(中山小)
- 9 月 1 日～6 日 学期始めの交通安全指導
 - 21 日～30 日 秋の全国交通安全運動
- 10 月 23 日 地域クリーン作戦
- 11 月 3 日 八王子市中学校駅伝競走大会
 - 22 日 自転車免許(高嶺小)
- 12 月 1 日～7 日 年末重大交通事故防止
- 1 月 10 日～13 日 学期始めの交通安全指導

※広報車による自治会内交通安全パトロール
(毎月第 4 火曜日実施)



※指導員募集しています
北野台をより安全な街に！

南大沢交通安全協会北野台支部 決算書

(令和4年度)

収入内訳

令和5年3月31日

項目	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
収入	A	繰越金	409,840	409,840	
	B	本部より支部運営費	70,000	21,875	自動車会費還元金、本部より支部助成金
	C	自治会助成金	100,000	100,000	
	D	雑収入	3,800	13,570	なで木代・なで木返戻金
	合計	(本年度総予算)	583,640	545,285	

支出内訳

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
総務部	1	事務関係費	10,000	0	事務用品、消耗品等
	2	会場借上費	0	0	
	3	通信連絡費	1,000	0	
	4	被服装備管理費	80,000	19,960	防寒着、ベルト
	5	交通費	25,000	13,800	対外連絡交通費
	6	本部渉外費	21,000	0	
	7	印刷費	10,000	1,725	資料等印刷費
	8	本部へ	6,000	25,100	なで木代、自動車会費等
	9	活動費	50,000	46,954	会議費等
		小計	203,000	107,539	

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
事業部	10	備品購入費	80,000	0	
	11	女性部活動費	20,000	0	
	12	活動費	2,000	0	
		小計	102,000	0	

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
広報部	13	広報紙発行費	15,000	9,060	青信号 印刷費
	14	広報・啓発活動費	0	0	啓発活動等
	15	活動費	2,000	0	会議費等
		小計	17,000	9,060	

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
組織部	16	指導員研修費	10,000	10,000	永年表彰 令和4年度2名
	17	活動費	2,000		
		小計	12,000	10,000	

本年度総収入		¥545,285	
本年度総支出		¥126,599	
次年度繰越金		¥418,686	

上記の通り報告致します。

会計 金子 剛 
 会計 朝長 三枝子 

交通安全情報

令和5年7月1日から

電動キックボード等の新しい交通ルールが始まります！



警視庁交通部

ポイントその1
車両区分が変わります。

これまで	
電動キックボード等	原動機付自転車(注) 法定速度 30km/h
	小型特殊自動車 最高速度 15km/h 以下 * 実証実験で 貸し渡される 電動キック ボード(エリア 内に限る)

細分化

新設

新設

7月1日から	
電動キックボード等	免許必要 一般 原動機付自転車(注) 法定速度30km/h
	免許必要 特定小型 原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御
	免許不要 特例特定小型 原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御

16歳未満は運転禁止！

改正道路交通法施行に伴い実証実験は終了

最高速度表示灯

緑色点灯
緑色点滅

切替可能なものもある
(走行中は不可)

車体に装備される
最高速度表示灯が
見分けるポイントです。

(注) 電動機の定格出力等により自動二輪車等となる場合があります、必要な免許も変わります。

ポイントその2



全ての電動キックボード等が

- ・ 免許不要となるものではありません。
- ・ 歩道等を通行することができるものではありません。



特例特定小型原動機付自転車**だけ**が路側帯や標識により自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。



特例特定小型原動機付自転車以外の電動キックボード等は、路側帯や歩道を通行できません。



「普通自転車等及び歩行者等専用」標識

ポイントその3



※ 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けます。

詳しくは↓のリンク先で



警視庁ウェブサイト
電動キックボードページ



警察庁ウェブサイト
特設ページ



警察庁ウェブサイト
交通事故防止のための
啓発動画



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

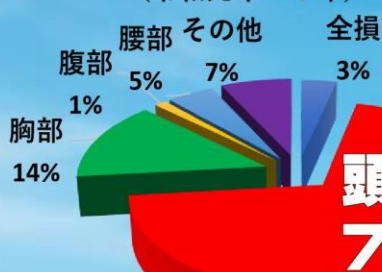
交通安全情報



警視庁交通部

自転車に乗るときは大人も、子どもも ヘルメットをかぶろう！

自転車死亡事故損傷部位
(令和元年～3年)



注 目！

ヘルメット着用状況別の致死率
(令和元年～3年)

0.12%

着用

0.27%

非着用

約2.3倍

幼児同乗用自転車に乗る時・・・



お子さんの命を守るのはあなたの責務です！

保護者が
自転車に乗る時・・・



子供が自転車に乗る時・・・

ヘルメット

かぶっていますか？ かぶらせていますか？

自転車事故の現状を踏まえ、道路交通法が改正され、**2023年4月1日から自転車利用者はヘルメットの着用に努めなければなりません。**(道路交通法第63条の11) あなたのため、大切なご家族のため、みんなでヘルメットを着用しましょう！

警視庁交通部
特設サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



※ヘルメット購入時、八王子市より 2,000 円の補助があります。